

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大和工業株式会社		コード	5444
提出日	2026/6/1	異動(予定)日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	武田 邦俊	社外取締役	○														○		有
2	高橋 規	社外取締役	○														○		有
3	Pimjai Wangkiat	社外取締役	○														○		有
4	眞野 仁志	社外取締役	○														○	新任	有
5	形山 成朗	社外監査役	○											△					有
6	中上 幹雄	社外監査役	○											○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		武田邦俊氏は、長年にわたり㈱プリズトンにおいて海外事業案件に携わり、豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役会における積極的な提言および助言による当社の経営機能強化を期待するとともに、客観的・中立的な立場からの業務執行の監督機能強化に有効であると考えためであります。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
2		高橋規氏は、三井物産㈱の代表取締役副社長等を歴任し、経営者としての豊富な経験および鉄鋼分野における卓越した見識・実績を有していることから、取締役会における積極的な提言および助言による当社の経営機能強化を期待するとともに、客観的・中立的な立場からの業務執行の監督機能強化に有効であると考えためであります。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
3		Pimjai Wangkiat氏は、長年にわたりタイのサイアム・セメント・グループにおいて経営企画および事業開発に携わり、経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役会における積極的な提言および助言による当社の経営機能強化を期待するとともに、客観的・中立的な立場からの業務執行の監督機能強化に有効であると考えためであります。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
4		眞野仁志氏は、長年にわたり日産自動車㈱において経営企画および生産管理、サプライチェーンマネジメント等の業務に加え、海外子会社の経営にも携わり、豊富な経験と高い見識を有していることから、取締役会における積極的な提言および助言による当社の経営機能強化を期待するとともに、客観的・中立的な立場からの業務執行の監督機能強化に有効であると考えためであります。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
5	形山成朗氏は、当社グループの取引銀行である株式会社みずほ銀行の出身者ですが、2026年3月末時点において当社グループは同行から借入残高はなく、特別の利害関係を生じさせる重要性がないものと判断しております。	形山成朗氏は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験を有していることから、財務および会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただくことで、リスクの発見とその未然防止に貢献し、多方面からの監査が出来るものと考えております。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。
6	中上幹雄氏は弁護士であり、当社と同氏との間で顧問契約を結んでおりますが、特別の利害関係を生じさせる重要性がないものと判断しております。	中上幹雄氏は、弁護士として企業法務に通じており、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、リスクの発見とその未然防止に貢献し、多方面からの監査が出来るものと考えております。また、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

【当社の社外役員独立性基準】
 当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者の独立性基準を以下のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者

② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者

③ 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者

④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）

⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者

⑥ 当社グループから一定額を超える寄附または助成（注5）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）

⑦ 当社グループが資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している主要な金融機関その他の大口債権者（注6）またはその親会社もしくは子会社の業務執行者

⑧ 当社の主要株主（注7）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者

⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者

⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者

⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者

⑫ 上記①から⑩に該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る）の近親者等（注9）

⑬ 前各号の定めにかかわらず、その他当社との利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

（注1）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。なお、社外監査役については、非業務執行取締役を含む

（注2）当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者

（注3）当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者

（注4）多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1千万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）

（注5）一定額を超える寄附または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1千万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう

（注6）主要な金融機関その他の大口債権者とは、直近事業年度末における全借入額または全債務額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関または債権者をいう

（注7）主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう

（注8）重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう

（注9）近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。